

# 平成30年度栃木県薬物依存症対策事業概要

薬務課

## (目的)

本事業は、薬物乱用者に、薬物の再乱用を防止するための教育（以下「プログラム」という。）を実施することにより猛省を促し、薬物に依存しない生活習慣を習得させ、また、その他必要な措置を講じることにより、薬物乱用者及びその家族等の保健衛生上の危害を防止することを目的とする。

## (栃木県薬物依存症対策推進委員会)

栃木県薬物依存症対策推進計画の策定、薬物依存症対策による効果の検証等を行うため、標記委員会を開催する。

## (再乱用防止教育事業)

- 1 栃木県薬物再乱用防止教育事業（以下「教育事業」という。）は、精神保健福祉センター及び薬務課が行うものとする。
- 2 教育事業の対象は、覚せい剤、麻薬、大麻、あへんなど不正薬物（以下「不正薬物等」という。）の乱用者であって、自ら不正薬物の乱用を止める意思を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「受講者」という。）とする。
  - (1) 初犯者等で執行猶予付き判決が見込まれる者で、家族等が協力的で教育事業にその理解が得られる者
  - (2) 健康福祉センター、宇都宮市保健所及び精神保健福祉センター（以下「センター等」という。）の薬物相談窓口事業等において薬物相談を行った者で、薬物乱用者本人に前科がなく、家族等が協力的で教育事業にその理解が得られる者
  - (3) 前各号に掲げるほか、薬務課が特に必要と認める者
- 3 プログラムは60回実施し、実施場所は、精神保健福祉センター及び以下の地区とする。ただし、受講者の人数等により変更する場合もあるものとする。
  - ・ 県央地区：宇都宮市東市民活動センター（宇都宮市中今泉3-5-1）  
栃木県庁北別館（宇都宮市戸祭元町1-25）
  - ・ 県南地区：小山市中央公民館（小山市中央町1-1-1）  
栃木公民館（栃木市日ノ出町14-36）
  - ・ 県北地区：西那須野公民館（那須塩原市太夫塚1-194-78）
- 4 プログラムの実施時間は、原則、毎月以下のとおりである。
  - ・ 精神保健福祉センター：第4木曜日（午後1時30分から午後3時）
  - ・ 宇都宮市東市民活動センター：第2土曜日（午後1時30分から午後3時）
  - ・ 栃木県庁北別館：第3木曜日（午後7時から午後8時30分）
  - ・ 小山市中央公民館：偶数月・第3火曜日（午後7時から午後8時30分）
  - ・ 栃木公民館：奇数月・第3火曜日（午後7時から午後8時30分）
  - ・ 西那須野公民館：第1水曜日（午後7時から午後8時30分）なお、初回受講者は、開始前30分間の研修を受けるものとする。
- 5 受講者は、教育事業に随時参加可能であるが、10回のプログラムを修了した時点で、別に定めるアンケートを県に提出するものとする。
- 6 受講者は、精神保健福祉センター又は広域健康福祉センターにおいて、任意で定期的に尿検査を受けることができるものとする。

## (相談事業)

薬務課及びセンター等に設置する薬物相談窓口において、薬物相談受理マニュアルに基づき相談事業を実施する。

## (家族会事業)

- 1 薬務課又はセンター等は、受講者の家族に精神保健福祉センターが主催するいわゆる家族会を紹介するなどして、家族の精神的な支援を行うものとする。
- 2 家族会は、精神保健福祉センター、県北健康福祉センター、県南健康福祉センター及び宇都宮市東市民活動センターで行うものとする。実施時間は、原則として精神保健福祉センターでは毎月第2月曜日、午後1時30分から午後3時30分まで、県北健康福祉センターでは奇数月の第2木曜日、午後1時30分から午後3時30分まで、県南健康福祉センターでは奇数月の第1木曜日、午後1時30分から午後3時まで、宇都宮市東市民活動センターでは毎月第2土曜日、午後1時30分から午後3時までとする。

## (経過観察指導事業)

受講者は、プログラム修了後、定期的に薬務課等による経過観察指導を受けるものとする。